

奈良市更生支援に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 罪に問われた者等及び支援者を孤立させない支援体制の整備等（第7条―第10条）

第3章 社会的排除の解消（第11条―第14条）

附則

罪に問われた者等の中には、厳しい生育環境や不十分な教育、本人の疾病や障害等の様々な要因により、安定した仕事や住居がなく貧困に陥ったり、薬物・アルコール等への依存等の課題を抱え、立ち直りに大きな困難を有する人が多くいます。

市民の生活を直接支える基礎自治体が提供する様々な制度や保健医療、福祉サービスは、罪を犯したかどうかにかかわらず、支援が必要な人に提供されるものです。しかし、困難を抱えて罪に問われた者等にとっては、自らの力だけで必要なサービス等にたどり着くことは容易ではなく、彼らをサービスまで導いて立ち直りを支える手立ても整っていません。さらに、地域社会の理解が進まないこと等によって孤立に陥り、その社会的スティグマや生きづらさから罪を犯してしまう者も少なくありません。

これらの負の連鎖を断ち切るため、本市は、再犯の防止等の推進に関する法律が定めた地方公共団体の責務を踏まえ、罪に問われた者等が地域社会に復帰し、一市民としての生活を送るために必要な支援を行うことで、罪に問われた者等の立ち直りを支え、ひいては犯罪の被害に遭う人を一人でも減らすことを目指します。

ここに、関係機関や民間の支援者、市民の皆さんと共に立ち直ろうとする人を受け入れ、誰一人取り残さない社会の実現に向けて更生支援の取組を推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市（以下「市」という。）における更生支援に関する施策の基本となる事項を定め、更生支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進し、全ての市民が安全で安心して暮らせる誰一人取り残さない社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 罪に問われた者等 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「法」という）第2条第1項に規定する犯罪をした者等、被疑者、被告人等をいう。
- (2) 更生支援 罪に問われた者等が、地域社会において罪を犯すことなく生活することができるようにするための措置又は活動をいう。
- (3) 関係機関等 国、奈良県その他の関係機関及び更生支援等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。
- (4) 市民等 市民及び市内において事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 更生支援に関する施策は、罪に問われた者等が個々に抱える事情等の特性に応じ、必要と認められる支援等を総合的に行うことにより、罪に問われた者等が地域社会において孤立することなく、市民等の理解と協力を得て、地域社会を共に構成する一員となることができるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 更生支援に関する施策は、罪に問われた者等が、地域社会を共に構成する個人として尊重されなければならない、罪に問われた者等に対する公共サービス等は、一市民に対するものとして適切に行われなければならないこと及び支援に当たっては本人の意思が尊重されるべきであることの認識の下に、行われなければならない。
- 3 更生支援に関する施策は、市、関係機関等及び市民等が、この条例の目的と基本理念に対して理解を深め、それぞれの適切な役割分担を踏まえた相互の密接な連携等の下に、罪に問われた者等が地域で安定した生活を営むことができるようになるまでの間、早期かつ総合的に、途切れることなく必要な支援を受けられることができるようにすべきことを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、法第4条第2項及び第5条の規定の趣旨を踏まえ、関係機関等と連携し、罪に問われた者等が個々に抱える事情等に応じて必要と認められる支援等を総合的に行うための更生支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(関係機関等の役割)

第5条 関係機関等は、基本理念にのっとり、罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進するため、それぞれの役割に応じて必要な支援を適切に行うことにより、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念や罪に問われた者等の置かれた社会的状況等について理解を深めるとともに、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 罪に問われた者等及び支援者を孤立させない支援体制の整備等

(孤立させない支援体制)

第7条 市は、更生支援に関する相談窓口を設置し、罪に問われた者等、その家族等及びその支援を行う関係者に対して、必要な制度の情報を適切に提供し、市及び関係機関等による適切な支援が行われるよう努めるものとする。

2 市は、罪に問われた者等に対する支援を行うときは、その内容に応じ、罪に問われた者等の個々の特性を十分に踏まえて行うものとする。

3 市は、前項の支援をするに当たり、関係部局相互の緊密な連携及び各種の支援の調整を図るための体制を整備するものとする。

(連携協力を協議する場)

第8条 市は、法第5条の規定の趣旨を踏まえ、関係機関等との緊密な連携体制を整備し、情報共有及び協議の場を設けるものとする。

2 市及び関係機関等は、前項の規定により提供を受けた罪に問われた者等の個人情報適切に取り扱わなければならない。

(人材の確保等)

第9条 市は、更生支援に関する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、更生支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 社会的排除の解消

(地域社会における共生の配慮)

第11条 市、関係機関等及び市民等は、罪に問われた者等及びその家族等が地域社会において孤立することなく平穏な日常生活を継続することができるよう、日頃から配慮する

よう努めるものとする。

2 前項の配慮は、基本理念その他の第1章の規定の趣旨にのっとり行うものとする。

(日常生活等の相談)

第12条 市は、関係機関等及び市民等と連携する等して、必要に応じ、罪に問われた者等及び家族等の生活状態等の事情を考慮し、日常生活等に関する相談に応ずるものとする。

(市民等の理解の促進)

第13条 市は、更生支援に関する施策の重要性について、市民等の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第14条 市は、保護司会及び法第14条に規定する協力雇用主その他民間の団体又は個人の更生支援に関する活動の促進を図るため、必要な支援を行うものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。